

歯科技工所の広告に関する申請の審査基準

平成 6年10月 1日制定

平成28年 4月 1日改正

浜松市保健所保健総務課

申請に対する処分

種類	歯科技工所の広告の許可
根拠法令名	歯科技工士法
根拠法令条項	第26条第1項
担当部課名	健康福祉部保健所保健総務課
審査基準	<p>①歯科医師又は歯科技工士の技能、経歴又は学位に関する事項でないこと。</p> <p>②その内容が虚偽でないこと。</p>
標準処理期間	7日